

レッドステージにおける学校の活動について（本校生徒に関わるもの）

※印の説明については付けたしています。

1 学校園における通常授業・通常保育の継続

- ・大阪府教育庁の考え方を踏まえ、本市においても、「大阪モデル」レッドステージ（非常事態）1に移行後も、分散登校・※短縮授業は行わず、通常授業・通常保育を継続する。ただし、感染症対策を改めて徹底するとともに、※特定の教育活動は制限することとする。

※短縮授業…1日までの授業など（45分授業などではない）

※特定の教育活動…4感染リスクの高い教育活動など

2 校外での教育活動の取扱いについて

- ・泊を伴わない校外での教育活動については、「大阪モデル」レッドステージ（非常事態）1への移行に伴い、府民に対して、できる限り、不要不急の外出を自粛することを要請されている状況を鑑み、自粛要請期間中においては、要請期間外に延期するか、中止とすること。

3 部活動における留意事項

- ・部活動においては、マニュアルを踏まえて、十分な感染症対策を講じること
- ・期間中は、活動内容を精選し、できる限り短時間の活動とすること。
- ・対外試合や合同練習会、演奏会等、学校外での活動は実施しないこと。
- ・学校内で保護者等の参観を伴う演奏会等を実施する場合は、要請期間外に延期するか、中止とすること。
- ・公式試合等への参加については、主催団体のガイドライン等に基づいて対応すること。

4 感染リスクの高い教育活動

- ・長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等は行わないこととする。

- (例)
- ・音楽：室内で幼児児童生徒が近距離で行う合唱
 - ・体育：生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
 - ・家庭：生徒同士が近距離で活動する調理実習

5 その他学校における教育活動における留意事項

- ・個人懇談会や個別の教育相談等については実施可とする。その際には、保護者の来校時に、マスクの着用を徹底し、検温や消毒のできる体制を整備すること。対面における懇談においては、座席配置において距離をとったり、アクリルパーテーションを設置したりするなどの感染対策を充分に講じて実施すること。